

池田・染谷法律事務所

独禁法・消費者法・情報法の“実装力”で、事業を前へ —3拠点体制の現在地と次の一步

2018年の創業以来、私たちは独占禁止法・消費者法・情報法に特化したブティックとして、日々の実務に伴走してきました。2025年には東京・大阪・名古屋の3拠点となり、契約書の外側で企業活動を規律する“強行法規”に真正面から向き合い、助言から紛争、当局対応、教育・ツール提供までを一気通貫で提供しています。

事務所概要と特徴 —私たちについて

池田毅(代表パートナー)：当事務所は2018年10月にオープンしました。独占禁止法・消費者法・情報法の3分野に集中して取り扱うブティックです。現在は弁護士が20名超、東京・大阪・名古屋の3拠点体制で、これらの分野に特化したブ



ティックとしては最大規模だと自認しています。公正取引委員会、消費者庁、総務省など規制官庁の実務経験者が弁護士の約半数を占める点も大きな強みです。

企業法務のベースは契約書ですが、当事者合意だけでは完結しません。政府が定める強行法規への適合が不可欠です。とりわけ独占禁止法・消費者法(景品表示法等)、個人情報保護法は、製品・サービスの共同開発、委託(下請取引)、広告・宣伝、販売体制(代理店・販売店・ディストリビューター、再販売価格拘束の回避等)に至るまで、“つくる→知らせる→売る”的な事業活動を規律します。私たちはこの主戦場で多くの事業会社の実務を広くカバーしています。

東京オフィスの現況と展望

池田：弁護士20名超の多くが東京に所属しています。助言・意見書だけでなく、訴訟(端緒から終局までの一貫対応)や社内不正調査といった大規模案件まで、事務所単独でハンドリングできる体制を作りました。オフィスは弁護士30名が勤務できる体制を前提に設計しており、増員余地があります。急成長よりも、一人ひとりが“看板を背負う”レベルまで自立する組織づくりを重視しています。

採用は経験者中心です。近年では新卒(法科大学院修了直後)は限定的で、純粋な新卒は1名、社会人経験を経た新卒は数名採用しています。計画一律ではなく、“良い人材がいれば採る”方針を貫いています。

同年の日清食品の再販価格拘束(警告事例)など幅広い分野で執行が見られます。企業集積が厚い関西圏では、独禁法・景表法・個人情報のいずれも注意水準が高い地域だと捉えています。



山本弁護士

名古屋オフィス： 開設理由・当局体制・運用と今後

林紳一郎(名古屋オフィス代表)：中部地区はリニア中央新幹線の開業(2030年代後半見込み)に向け再開発が進み、さらなる経済的発展が見込まれます。また、公取委が毎年公表する下請法などの相談件数も中部地区ではこの数年間で2～3倍に増加しています。このような需要の高まりを受け名古屋オフィスを開設しました。

公取委は各地に支所を持ち、中部地区は“中部事務所”が管轄しています。霞が関の本庁が主導する案件だけでなく各支所が主導する案件も存在しますが、製造業が盛んな中部地区の特性もあり、近年は、金型の無償保管など、親事業者と下請事業者の力関係に起因する事案が注目されています。独禁法や下請法の行政調査は立入検査以降の審査が1～1.5年と長期化することも多く、事情聴取などにおける当局との綿密な交渉も必要となります。そのため、立入検査直後から現場で一貫対応に入ることができる迅速性が企業の安心につながると考えています。



池田弁護士

大阪オフィス： 3年経過・3名体制と地域特性

山本宗治(大阪オフィス代表)：大阪オフィスは開設から3年超、2025年春に弁護士2名が加わり、現在は3名体制です。東京と一体で案件を進めつつ、関西のクライアントには“物理的近接”による迅速対応を実現しています。公取委の立入検査時にすぐに駆け付けられる、この距離の近さは実務上の大きな価値です。

事件の傾向として、国民生活に身近な商品・サービス分野の独禁法案件(不公正な取引方法等)が目立つ印象です。令和5年のダイコク薬局の確約手続、令和6年のシステムズの抱き合わせ販売事案、

所在地は名古屋駅直結のJPタワー名古屋(南口側至近)です。現在は弁護士1名+事務1名の2名体制であり、今後弁護士1～2名の増員を視野に、“現地完結”的な実務支援を強化していきます。当事務所のようなブティック事務所が少ない名古

屋圏では、おかげさまで進出を歓迎する声を多くいただいている。



林弁護士

Ad-IS〈アドアイズ〉 —広告表示コンプライアンスを“現場で回す”ために

染谷 隆明(代表パートナー)：私は消費者庁で景品表示法の改正に携わって以来、広告規制の実務の最先端に10年以上身を置いています。現場では弁護士に相談できないまま社内で処理せざるを得ない広告が非常に多い。その負担を軽減したい

Ad-IS で広告審査の悩みをサポート！

導入前

- 手作業だと見るべき項目が多くて大変
- 法執行が激化しているが対策が不十分
- 誤認になり確認の質にムラがある
- 不当表示の対策ができていない

導入後

- 2ステップだけで評価が完了
- AI評価に加えて弁護士サポートも完備
- 法律事務所が開発した安心感
- 不当表示の対策における悩みを全面サポート

広告審査における工数を削減しながら確かな法的根拠で不当表示の対策が可能！

代表機能

景品表示法の観点でチェックすべき箇所をわかりやすく提示してくれる

直感的に見やすいUIのため現場担当者が楽に使用可能

Ad-IS

確認するべき箇所をカテゴリ、チェックリストとして提示される

過去の開設行政処分の詳細も確認可能

7月 限定価格
今なら 入会金 2,000円 >>> 0円

—これがAd-IS開発の原点です。近年は消費者庁の執行も厳格化し、例えば、令和5年度は調査件数のうち22.5%が措置命令に至っています。“5件に1件が処分”という水準で、処分に伴う販売停止・返品・在庫処分、資金引き上げや上場断念に至る例も見られます。リスクの発現確率も影響の大きさも高い現実があります。

不当表示が起きる構造的な理由もあります。商品仕様や調達先、取引条件は日々変わり、広告の実態追隨が遅れる。広告制作・品質維持は複数部門・社外も絡むためミスコミュニケーションが生じやすい。チェック対象の広告は契約書の比ではない量にのぼる。つまり、景表法は表示媒体ごとに違反かどうかの評価を行うので、“ウェブサイトに問題がなくても、サイネージなど別媒体に不当表示があれば違反となり、課徴金がかかる対象”になります。広告の数・表示に関わる人数が多い大手ほど見切れないのが現場の実情です。

Ad-ISの実運用は2025年3月に本格展開しました。使い方はシンプルです。審査したい広告案をアップロードすると、AIが“顧客誘引に関わる表現”を自動抽出し、一般消費者の認識を前提とした“根拠確認リスト”を提示します。そのリストを一つずつ潰していくれば、実態に適合した表示が仕上がります。

対応分野は景品表示法に加え、2025年7月から特定商取引法の通販規制にも対応しました。さらに“カスタマイズ機能”で、業法・公正競争規約・各社固有のルール（用字・社名表記・言い回し等）を反映できます。例えば「足」は月偏ではなく「足立区の足」を使う、「かかと」は漢字でなくひらがな、「池田・染谷法律事務所」は中黒を必ず入れる——こうした社内表記まで自動で拾えます。

ユーザーからは“短時間で誘引表現を拾える”“誤字脱字機能もありがたい”“カスタマイズで社内ルールを反映できる”とい

う声をいただく一方、“拾いすぎ”という声も一部でいただきます。実務では、主訴求以外の細部でも不当表示認定があり得るため、どこまで拾うかの線引きは難しい。だからこそ、拾い上げは広めに、最終判断は社内のリスク基準で——という運用設計を提案しています。ただ、今後はより違反のおそれがある事項全てを指摘するのではなく、ニーズを踏まえて、絞った指摘をすることも検討しています。

今の冬には、広告表示と根拠資料をセットで保管し、審査・確認・承認・プロジェクト管理までをAd-ISで完結させる“ワークフロー機能”を搭載します。表示法務をAd-ISで省力化し、空いたリソースを下請法・独禁法対応へ再配分する——企業内のワークシェアリングを支える基盤に育てます。

料金は現行で月額20万円（諸条件・今後見直しの可能性あり）です。表示違反の潜在コストを踏まえれば、投資対効果は十分に合うと考えています。



染谷弁護士

出版・登壇・教育の取り組み —私たちの“伝える”使命

池田：事務所として、60分でわかる！とうたった景品表示法の入門書を刊行し、ご好評いただいている。一社)日本経済団体連合会後援の当事務所主催セミナーも2025年10月に4回目を開催しました。

また、公正取引協会等の検定にあわせた通信教材を提供しており、随時アップデートしています。このように、事務所としてさまざまな「伝える」取

り組みを行っております。

さらに、大手法律事務所以外の私たちのような専門ブティックを学生に知ってもらうため、合同サマーイン턴も継続して行っております。

結び

—“強行法規のど真ん中”で企業実務に寄り添う

池田：近時の改正下請法は、条文改正以上に運用面の変化が顕著です。従来、勧告の中心は“代金減額”や“不当返品”でしたが、直近2年で金型の無償保管をはじめとする“不当な経済上の利益の提供要請”を理由としてもなされるなど、多様な類型に広がっています。購買・資材など現業部門だけでの管理から、法務・コンプライアンス部門の実質的関与が不可欠になりつつあります。“簡素なルール運用”から“実体判断を伴う高度運用”へ。企業内の体制更新が急務です。

染谷：独禁・消費者・情報法は、企業の“毎日の意思決定”に直結する領域です。助言、紛争、当局対応、教育、そしてAd-IS。複線での支援をさらに磨き、現場で本当に役立つ法務を提供していきたいと思います。

IKEDA & SOMEYA
COMPETITION AND CONSUMER LAW ATTORNEYS
www.ikedasomeya.com

池田・染谷法律事務所
弁護士数:25名(うち3名は出向中)
代表弁護士:池田毅(第一東京弁護士会)
染谷 隆明(東京弁護士会)
東京事務所
〒100-0006
東京都千代田区有楽町2-7-1 有楽町イトシア16階
大阪事務所
〒530-0001
大阪府大阪市北区梅田1-8-17
大阪第一生命ビルディング15階
名古屋事務所
〒450-6322
愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋22階
TEL:050-1745-4000
URL:[https://www.ikedasomeya.com/](http://www.ikedasomeya.com/)
Mail:info@ikedasomeya.com

池田・染谷法律事務所は、独占禁止法・消費者法・情報法に注力する国内最大規模のブティック型事務所です。東京・大阪・名古屋の3拠点を基盤に、20名を超える多様な人材が所属し、官公庁出身者が多数在籍しています。